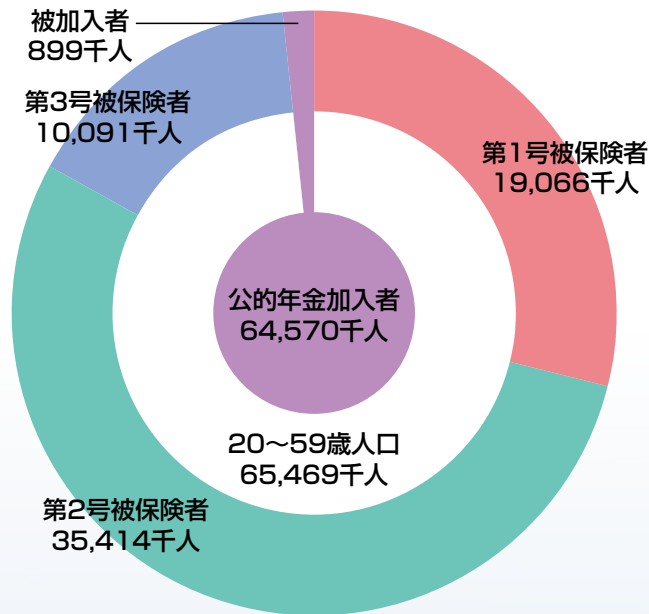
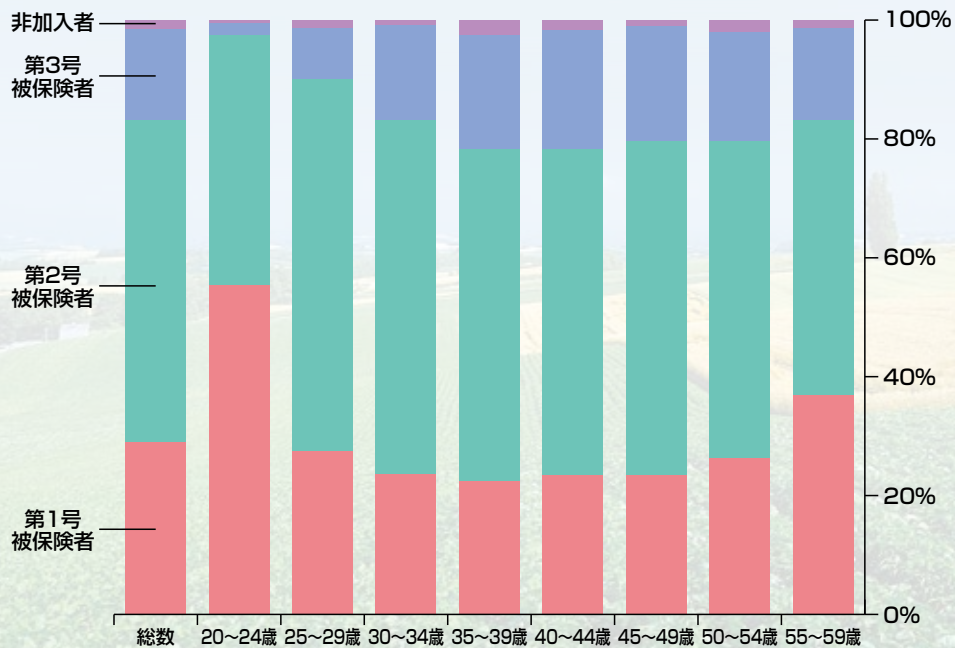


公的年金加入状況(20~59歳)



年齢階級別 公的年金加入状況の構成割合(20~59歳)

(平成22年11月末現在)



公的年金

老後の経済的自由に備える

社会人生活を引退し就労による所得が見込めなくなったとき、老後の生活を支えるのが年金です。年金のうち国が行う公的年金には、国民皆年金体制のもと全国共通の基礎年金を支払う国民年金の他、従業員や農業法人の事業主等を対象とした厚生年金、個人農家の事業主を対象とした農業者年金制度があります。

特に、国民年金や厚生年金は老齢年金の給付だけでなく、一定の要件を満たすときに給付される障害年金や遺族年金などもあり、老後の生活保障だけでなく、多くの世代に縁のある制度です。

このシリーズでは全2回に渡って国民年金と厚生年金の仕組みについて解説するとともに、農家のための農業者年金の活用をご紹介します。

知って得する公的年金の魅力

《公的年金とは》

私たちの人生には、自分や家族の加齢、障害、死亡など、様々な要因で自立した生活が困難になるリスクがあります。こうした生活上のリスクは、予測することが困難なため、個人だけで備えるには限界があります。

そこで、こうしたリスクに備えるための仕組みが公的年金制度です。公的年金制度は、あらかじめ保険料を納めることで必要ときに給付を受け取ることが出来る社会保険です。

《公的年金の仕組み》

公的年金は、いま働いている現役世代が支払った保険料を仕送りのように高齢者などの年金給付に充てる、世代間の支え合いを基本とした財政方式で運営されています（これを「賦課方式」といいます）。

また、日本の公的年金制度は「国民皆年金」という特徴があり、20歳以上の全ての人々が共通して加入する国民年金と、従業員や農業法人の事業主等を対象とした厚生年金、個人農家の事

図1 公的年金制度の体系図

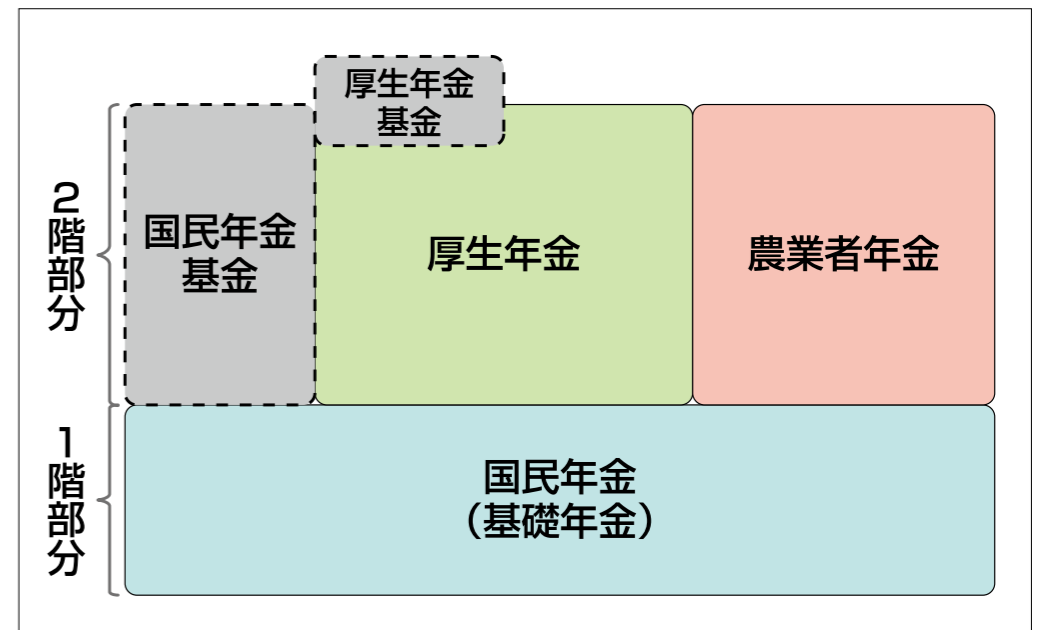
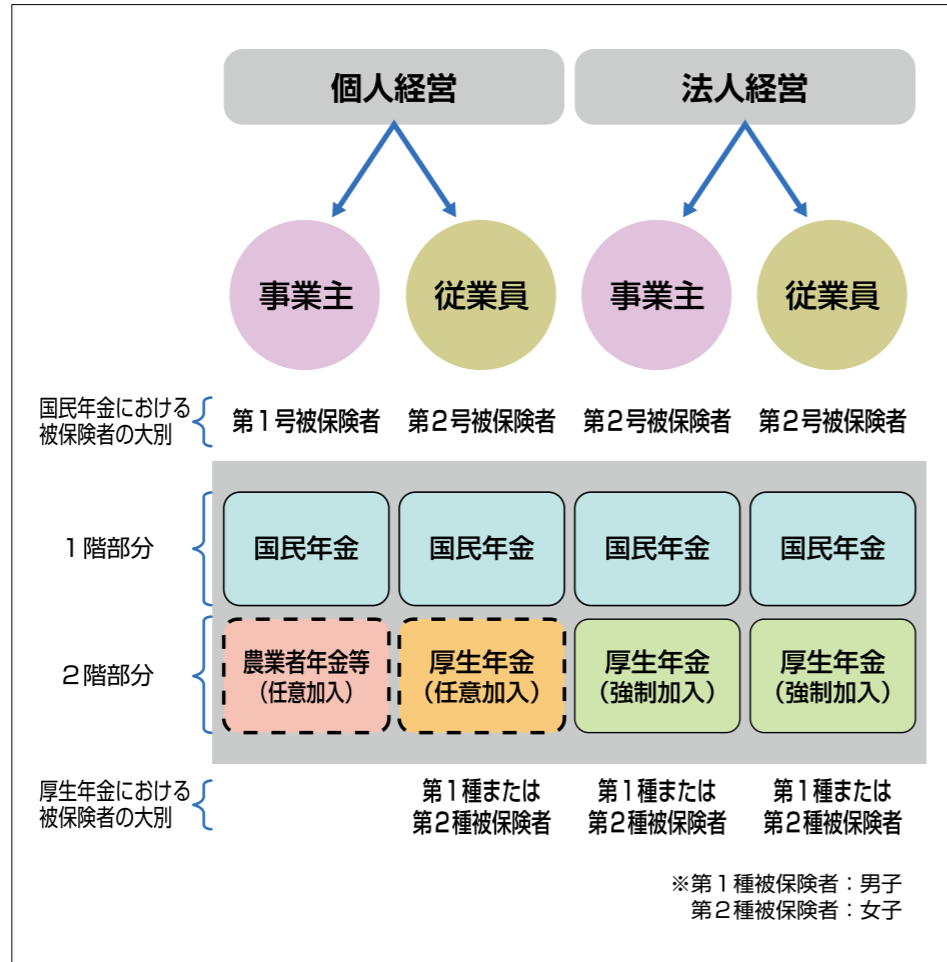


表1 被保険者の分類

第1号被保険者	個人農家の事業主、自営業者など
第2号被保険者	従業員、農業法人の事業主など
第3号被保険者	第2号被保険者の配偶者であって、第2号被保険者の収入で生計を維持する者

図2 公的年金の加入分類



※第1種被保険者：男子
第2種被保険者：女子

業主を対象とした農業者年金制度などによる、いわゆる「2階建て」といわれる制度になっています（図1）。

具体的には、年金への加入対象者を「被保険者」と言い、被保険者は第1号から第3号に大別されます（表1）。農家の場合は第1号被保険者（個人農家の事業主）を対象として「農業者

年金」や国民年金基金の「みどり年金」などがあります（図2）。

①老後をずっと支える終身年金
日本人の平均寿命は、医学の進歩により今後も延びることが予想されています。公的年金は生きている限

り年金が受け取れる一生涯の保険です。

②不測の事態に備える保険としての年金
老後の保障だけでなく、被保険者が事故や病気で障害を負った場合は「障害年金」が支給され、死亡した場合は遺族に対して「遺族年金」が支給されます。

③納めた保険料分は税額控除の対象
納めた保険料は「社会保険料控除」として全額税額控除の対象となります。

④景気変動に対応
公的年金は賃金や物価の変動にあわせて年金の支給額が改定されるため、年金を受給するまでの間に経済社会が大きく変動しても、年金の価格が保障されます。

国民年金や厚生年金には高齢になったときに受け取る老齢年金の他にも、一定の障害状態になったときに受け取ることが出来る「障害年金」や、一家の大黒柱が亡くなったときに残された遺族が受け取ることが出来る「遺族年金」があります。

これらの給付を受け取るためには、毎月の保険料を納付して、制度を支える義務をきちんと果たす必要があります。

経済的な理由で国民年金保険料を納めることが難しい場合には、所定の手続きを行えば保険料の納付免除や猶予制度を利用することが出来ます。もし、毎月の保険料を納めず、保険料の納付免除や猶予制度も利用しなかった場合には、保険料未納となってしまう、重度の障害を負ったときや高齢となったときに年金を受け取れなくなる恐れがあります。

《年金が受け取れるとき》

「年金」と聞くと、高齢になったときに受け取るイメージがありますが、

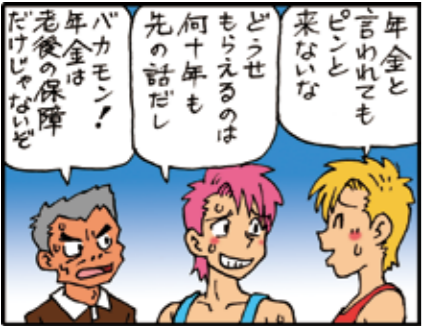


表3 第1号被保険者が支払う国民年金保険料と年金額の関係(平成26年度の場合)

保険料(月額)	15,250円
保険料(年額)	183,000円
合計支払い保険料(40年間)	7,320,000円
老齢基礎年金(年額)	772,800円

表2 国民年金の要件等

国民年金 (平成 26 年 4 月分)	納付要件	支給開始要件	年金額
老齢基礎年金	保険料納付済み期間と保険料免除期間及び合算期間の合計が 25 年以上あること	原則として 65 歳(60 歳から 70 歳まで繰上や繰下支給を申請できます)	(780,900 円 × 改定率) ※ 1 × 納付済み期間 / 加入可能期間 <small>※ 保険料免除期間やカラ期間がある場合は年金額が減額されます</small>
障害基礎年金	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民年金に加入している間に初診日のある病気やケガで、障害等級 1 級又は 2 級であること ● 初診日のある月の前々月までの保険料納付期間の 2 / 3 以上の期間について、保険料が納付又は免除されていること ● 初診日において 65 歳未満であり、初診日のある月の前々月までの 1 年間に保険料の未納がないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ● 初診日から起算して 1 年 6 ヶ月を経過した日 ● 1 年 6 ヶ月を経過するまでの間に傷病が治った場合には、その治った日(傷病の症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日を含みます) ● 65 歳に達する日までに障害の状態となったとき 	1 級 : (780,900 円 × 改定率) ※ 1 × 1.25 + 子の加算 2 級 : (780,900 円 × 改定率) ※ 1 + 子の加算 《子の加算》(※ 2) 第 1・第 2 子 各 222,400 円 第 3 子以降 各 74,100 円 《子の範囲》 ① 18 歳到達年度の年度末を経過していない子 ② 20 歳未満で障害等級 1 級又は 2 級の障害者
遺族基礎年金	保険料納付免除期間を含む納付済み期間が、納付期間の 2 / 3 以上あること (ただし平成 38 年 4 月 1 日前の場合は死亡日に 65 歳未満であれば、死亡月の含する月の前々月までの 1 年間の保険料を納付しなければならぬ期間のうち、保険料の滞納がなければ受けられます)	被保険者または老齢基礎年金の資格期間を満たした者が死亡したときに、死亡した者によって生計を維持されていた (1) 子のある配偶者、(2) 子 (※ 2)	(※ 2)

※ 1 平成 26 年 4 月分は 772,800 円

【国民年金】

《年金額》

国民年金の納付要件、支給開始要件及び年金額は表 2 の通りです。

《保険料》

第 1 号被保険者は、毎月定額の保険料を負担します。第 2 号被保険者については厚生年金保険料を納付する際に国民年金保険料も負

担していることになっています。

第 1 号被保険者が支払う平成 26 年度の国民年金保険料は月額 15,250 円です。保険料は前

払い等を行うことで割引の適用もあります。国民年金は 40 年間加入し、その全てが保険料納付期間である場合に満額の基本年金額が支給されます(表 3)。この 40 年の間に保険料未納期間やカラ期間がある場合は将来受け取る年金

額が減額して支給されます。

【厚生年金】

厚生年金も国民年金と同様に、老齢・障害・死亡について年金の給付するものです。国民年金が全ての国民を対象とする基礎の制度であることにに対し、厚生年金は被保険者やその家族などを対象としています。厚生年金の被保険者は従業員(法人・個人問いません)や農業法人の事業主です。保険料は

毎月給与から天引きされています。ところで、厚生年金に加入した場合、自動的に国民年金にも加入することになります。保険料については、厚生年金の保険料を支払うだけで足りるようになっています。

一方で、年金受給の際は厚生年金と国民年金両方の保険料を支払っていますので、国民年金の給付と厚生年金の給付を両方受け取ることが出来ます。これが、厚生年金が 2 階建て部分の保険と言われる所以です。

農業の場合、法人経営は強制加入であり、個人経営であっても事業主の許可を得ることで任意単独被保険者となることができます。厚生年金に加入することとなった場合、被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料の半額を負担します。事業主はその使用する当該被保険者及び自己の負担を納付する義務を負います。

《年金額及び保険料》

厚生年金で受け取れる年金には、老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金などがあります。年金額については、受給者の生年月日、保険料の納付期間、標準報酬月額・標準賞与額によって異なるため、自分がいくら受給できるかは、日本年金機構などに確認してください。

農業の雇用と労務に関するご相談や質問をお寄せください